



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 10 月 15 日 (木曜日) 第 147 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止の届出 (福祉保健課) 1	
○鳥獣保護区の更新 (9 件) …………… (自然環境課) 1	
○道路の区域の変更 (3 件) …………… (道路保全課) 3	
○道路の供用の開始 (2 件) …………… (“) 4	

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請………… (経・顧・財課) 4
○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請… (“) 4
○公共測量の実施の通知 (2 件) …………… (管理課) 5
○都市計画の変更の案の縦覧………… (都市計画課) 5
○開発行為に関する工事の完了………… (建築住宅課) 5
○入札公告………… 5

告 示

宮崎県告示第 829号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和 2 年 10 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
美郷町立西郷歯科診療所	東臼杵郡美郷町西郷田代29番地 1	平成31年 4 月 1 日

宮崎県告示第 830号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第28条第 7 項ただし書の規定により、平成22年宮崎県告示第 761号で指定した生目鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和 2 年 10 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 鳥獣保護区の名称
生目鳥獣保護区
- 鳥獣保護区の区域

宮崎市大字浮田の生目小学校正門前東側に所在する市道大塚柏原線と市道浮田長嶺線との交点を起点とし、同所から市道浮田長嶺線を西に進み市道浮田鳥ノ子 2 号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み国道10号バイパスを横断し市道鳥越浦迫線との交点に至り、同所から同市道を西に進み黒田池に向かう農道との交点に至り、同所から同農道を北西に進み黒田池堤体北詰に至り、同所から同堤体を北西及び南西に進み農道との交点に至り、同所から同農道を北に進み市道富吉石用線との交点に至り、同所から同市道を北に進み宮崎西 IC を横断し、同 IC の宮崎方面行き路線との交点に至り、同所から同路線を北東に進み市道柏原富吉

線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道大塚柏原線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和 2 年 11 月 1 日から令和12年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

民有林や農振地域が存在するため、引き続き関係機関と連携を図りながら、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

宮崎県告示第 831号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第28条第 7 項ただし書の規定により、平成22年宮崎県告示第 760号で指定した青島鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和 2 年 10 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 鳥獣保護区の名称
青島鳥獣保護区
- 鳥獣保護区の区域

宮崎市大字熊野に所在する J R 日南線と清武川右岸との交点を起点とし、同所から同河川を東に進み最大干潮時の海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を南東に進み青島の三角点から 600 メートルの地点との交点に至り、同所から青島の三角点を中心に描いた半径 600メートルの円形の線上を北西に進み青島を廻って最大干潮時の海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を南に進み青島漁港、白浜海岸、戸崎鼻を経て内海港左岸南端に至り、同所から同海岸壁の内側を北西に進み国道 220号との交点に至り、同所から同国道を南に進み市道上水道線との交点に至り、同所から同市道を南に進み J R 日南線内海駅に至り、同所から同日南線を北に進み林道城下・湯の山線との交点に至り、同所から同林道を西に進み林道大谷線との交点に至り、同所から同林道を西に進み林道大谷・上郷良線との交点に至り、同所から同林道を北東に進み市道内山自然休養線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道曾山寺内山線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み J R 日南線との交点に至り、同所から同日南線を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域

- 3 鳥獣保護区の存続期間
令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
農振地域が存在するため、引き続き関係機関と連携を図りながら、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

宮崎県告示第 832号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成22年宮崎県告示第 759号で指定した宮崎鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和 2 年10月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥獣保護区の名称
宮崎鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域
宮崎市港（東港）に所在する大淀川左岸と宮崎県中部港湾事務所の西側を通行する宮崎臨港道路延長線との交点を起点とし、同所から同臨港道路を北に進み一ツ葉有料道路交点に至り、同道路を北に進み市道試験場西線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道フローランテ北線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道島之内線との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道塩路浜山1号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み明神山に向かう農道との交点に至り、同所から同農道を北に進み佐土原町に所在する市道開バ7号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道開バ5号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み一ツ葉有料道路を横断し市道開バ4号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道石崎河口線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道開バ3号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道開バ2号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道開バ1号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み石崎川を経て市道大炊田石崎河口線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道大炊田線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道大炊田浜上線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道二ツ建内堤線との交点に至り、同所から同市道を北に進み一ツ瀬川右岸との交点に至り、同所から同右岸を東に進み最大干潮時の海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を南に進み大淀川左岸との交点に至り、同所から同左岸を西に進み起点に至る線で囲まれた区域
- 3 鳥獣保護区の存続期間
令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
国有林や県有林の海岸保安林や農振地域が存在するため、引き続き関係機関と連携を図りながら、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

宮崎県告示第 833号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成22年宮崎県告示第 755号で指定した石山観音鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和 2 年10月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥獣保護区の名称
石山観音鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域
都城市高城町石山に所在する国道10号と市道金重橋通線の接点を起点とし、同所から国道10号を北に進み市道片前石山観音線との接点に至り、同所から市道石山観音線を北東に進み石山観音参拝道との接点に至り、同所から石山観音参拝道を北東に進み石山観音堂に至り、同所から谷を南に進み谷の分岐点に至り、同所から通称一本松谷を南西に進み市道高城山之口線との交点に至り、同所から南西に進みレインボースポーツランドゴルフクラブの調整池に至り、同所から同調整池南側を南西に進み水路との交点に至り、同所から同水路を南西に進み市道橋の口石山観音池線との接点に至り、同所から市道橋の口石山観音池線を西に進み市道軍人原通線との接点に至り、同所から市道軍人原通線を北に進み市道片前1号線との接点に至り、同所から市道片前1号線を西に進み市道金重橋通線との交点に至り、同所から市道金重橋通線を北に進み起点に至る線で囲まれた区域
- 3 鳥獣保護区の存続期間
令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
人の出入りが多い区域であるため、ゴミの放置等により野生鳥獣の生息環境へ影響を及ぼすことがないよう、地元自治体や鳥獣保護管理員と連絡調整を図りながら、定期的に巡視活動等を実施し、鳥獣の生息環境保全に努める。

宮崎県告示第 834号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成22年宮崎県告示第 756号で指定した都井岬鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和 2 年10月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥獣保護区の名称
都井岬鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域
県道都井岬線の駒止の門入口を起点に、同所から駒止の柵を北東に進み最大干潮時の海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を南東に進み都井岬の先端に至り、同所から同海岸線を北西に進み駒止の柵との交点に至り、同所から駒止の柵を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域
- 3 鳥獣保護区の存続期間
令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
地元自治体や鳥獣保護管理員と連絡調整を図りながら、定期的に巡視活動等を実施し、鳥獣の生息環境保全に努める。

宮崎県告示第 835号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成22年宮崎県告示第 758号で指定した小丸川鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和 2 年10月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥獣保護区の名称

小丸川鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

高鍋町小丸大橋の右岸堤防を起点とし、同所より同堤防を北西に進み竹鳩橋右岸農道に至り、同所より同農道を南に進み県道木城高鍋線に至り、同所より同県道を西に進み県道木城西都線との交点に至り、同所より同県道を南西に進み町道萱久保線との交点に至り、同所より同町道を西に進み町道萱久保・田崎線との交点に至り、同所より同町道を西に進み町道大多賀平線との交点に至り、同所より同町道を西に進み農道岩淵耕地11号線との交点に至り、同所より同農道を西に進み広域農道との交点に至り、同所より同農道を北西に進み比木橋に至り、同所より県道都農綾線を東に進み木城町役場前十字路に至り、同所より同県道木城西都線を南に進み高城橋左岸堤防に至り、同所より同堤防を南東に進み小丸大橋左岸に至り、同所より同橋を南西に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

制札の設置及び定期的な巡視の実施等により、鳥獣の生息環境の保持に努め、鳥獣の生息に影響のない範囲で自然観察等の場として活用を図る。

宮崎県告示第836号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成22年宮崎県告示第754号で指定した鬼付女峰鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和2年10月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

鬼付女峰鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

新富町鬼付女川河口北岸を起点とし、同川に沿って上流に進み日豊線鉄道線路との交点に至り、同所より同線路を北東に進み日置川に至り、同所より同川を下流に進み王子入江に至り、同所から同入江の西岸線を南西に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

制札の設置及び定期的な巡視等の実施により、鳥獣の生息環境の保持に努め、鳥獣の生息に影響しない範囲で森林公園内における自然観察等の場として活用を図る。

宮崎県告示第837号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成22年宮崎県告示第753号で指定した石河内鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和2年10月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

石河内鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

木城町石河内川原ダムの右岸を起点とし、ダム貯水地敷（九電

用地）を北に進み九州電力桝ヶ八重吊橋右岸に至り、同所より同吊橋を北東に進み県道東郷西都線に至り、同所より同県道を南東に進み川原ダム左岸に至り、同所より同ダムを北西に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

制札の設置及び定期的な巡視の実施等により、鳥獣の生息環境の保持に努め、鳥獣の生息に影響のない範囲で自然観察等の場として活用を図る。

宮崎県告示第838号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成22年宮崎県告示第757号で指定した三ヶ所小学校鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和2年10月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

三ヶ所小学校鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所に所在する町道赤谷小学校線と三ヶ所小学校（以下「小学校」という。）正門との接点を起点とし、同所から小学校の境界を町道に沿って北西に100メートル進み小学校敷と町道との分岐点に至り、同所から小学校の境界を進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

地元自治体と鳥獣保護管理員、学校関係者が連携を図りながら、定期的に巡視活動等を実施し、鳥獣の生息環境の保全に努める。

宮崎県告示第839号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年10月15日から同年同月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
25	県道	宮崎停車場線	宮崎市錦町107番14地先から同市同町107番1まで	旧	96.9～97.6	21.9
				新	44.7～97.6	42.8

宮崎県告示第840号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年10月15日から同年同月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
29	県道	高原野尻線	西諸県郡高原町大字西麓字下馬場1149番1地先から同郡同町同大字同字1149番1地先まで	旧	15.8～17.5	35.7
				新	16.9～23.4	35.7

宮崎県告示第 841号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年10月15日から同年同月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
210	県道	宇納間日之影線	東臼杵郡美郷町北郷宇納間字七郎ヶ平7111番3から同郡同町北郷宇納間同字7111番3まで	旧	21.1～38.7	20.5
				新	30.4～49.2	20.5

宮崎県告示第 842号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年10月15日から同年同月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
25	県道	宮崎停車場線	宮崎市錦町107番14地先から同市同町 107番	令和2年10月16日

		1 まで	
--	--	------	--

宮崎県告示第 843号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年10月15日から同年同月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
29	県道	高原野尻線	西諸県郡高原町大字西麓字中ノ出口1298番1地先から同郡同町同大字字下馬場1149番1地先まで	令和2年10月15日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

令和2年10月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和2年10月6日	特定非営利活動法人 Connecting Sports 宮崎	秋本 範子	宮崎県児湯郡新富町富田2-20	この法人は、主にホームタウンと定めた地域の住民に対して、スポーツ観光の推進、サッカーを中心としたスポーツの普及に関する事業等を行い、地域の活性化、スポーツの振興及び子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規

定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

令和 2 年 10 月 15 日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請年月日	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和 2 年 10 月 2 日	特定非営利活動法人みやざき自立支援センターシーソーウェルフェア	笠江 保夫	宮崎県都城市都北町 5745 番地	この法人は、障がい者及び障がい児に対して、日常生活支援及び就労の機会や就労訓練の場の提供、地域住民との交流、連携の推進を行い、地域社会での自立と社会参加を実現するための支援をおこない、もって地域福祉の発展と拡充に寄与することを目的とする。

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、九州地方整備局九州技術事務所長から次のとおり通知があった。

令和 2 年 10 月 15 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 作業の種類
公共測量（車両搭載センシング装置を用いた道路情報の取得）
- 作業地域
宮崎県内の直轄国道
- 作業期間
令和 2 年 9 月 28 日から令和 3 年 2 月 19 日まで

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、都城市長から次のとおり通知があった。

令和 2 年 10 月 15 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 作業の種類
公共測量（MMS による画像データ・レーザ点群データ計測）
- 作業地域
都城市の一部
- 作業期間
令和 2 年 10 月 12 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更し

たいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和 2 年 10 月 15 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 都市計画の種類及び名称
都城広域都市計画道路
3・5・253号 運動公園線
- 都市計画を変更する土地の区域
 - 追加する部分
都城市山之口町大字山之口字下平、同市山之口町大字花木字上平及び同市山之口町大字花木字下平の各一部
 - 削除する部分
都城市山之口町大字山之口字丸岡ノ元、同市山之口町大字山之口字上平、同市山之口町大字山之口字下平、同市山之口町大字花木字上平、同市山之口町大字花木字下平及び同市山之口町大字花木字峯元の各一部
- 都市計画の案の縦覧場所及び期間
 - 場所
宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県都城土木事務所並びに都城市都市計画課
 - 期間
令和 2 年 10 月 15 日から令和 2 年 10 月 29 日まで

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和 2 年 10 月 15 日

宮崎県知事 河野俊嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
北諸県郡三股町五本松 25 番 1、25 番 2、1009 番の一部	都城市栄町 27 号 2 番地 1 株式会社グリーン商事

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 2 年 10 月 15 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 競争入札に付する事項
 - 購入物品及び数量 ワイヤークット（放電加工機）一式 2 セット
 - 購入物品の特質等 入札説明書による。
 - 納入期限 令和 3 年 3 月 12 日
 - 納入場所 宮崎県立小林秀峰高等学校及び宮崎県立都城工業高等学校
 - 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免

- 税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- ア 令和2年宮崎県告示第 115号に規定する資格を有する者であること。
- イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- ウ 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を令和2年11月18日までに下記4(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。
- 3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法
- 上記2(1)アに掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。
- (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208
- (2) 申請書類の受付期間 令和2年10月15日から令和2年10月22日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。
- なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 期間 令和2年10月15日から令和2年11月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 5 入札説明書及び入札の条件の交付場所及び交付期間
- (1) 交付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 交付期間 令和2年10月15日から令和2年11月18日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 提出期限 令和2年11月25日午後2時（送付にあっては、令和2年11月24日午後5時必着）
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。
- 7 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁1号館4階物品管理調達課入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- (2) 日時 令和2年11月25日午後2時
- 8 入札保証金
- 入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項
- この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法
- 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札

を行ったものを落札者とする。

- 11 契約に関する事務を担当する部局等
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 13 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of goods and/or services required:
Wire-Cut EDM (Electrical Discharge Machine), 2 Pcs.
- (2) Time limit for tender: 2:00 p.m. 25 November, 2020
- (3) Contact point for the notice: Article Procurement Section, Article Management and Procurement Division, Treasury Bureau, Miyazaki Prefectural Government, Tachibanadori Higashi 2 - 10 - 1, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, Japan. 880-8501 TEL: 0985-26-7208